

令和5年度韮崎市子ども・子育て会議 議事録

日時：令和6年2月28日（水）19：00～

場所：韮崎市役所別館 201 会議室

議題

- (1) 子どもの権利条例・こども計画（第3期子ども・子育て支援事業計画）について
- (2) 韮崎東保育園の民営化について
- (3) 市内教育・保育施設における令和6年度認可・利用定員について
- (4) その他

1 開会

（こども子育て課長）

本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

例年、本会議は年一回となっておりますが、令和6年度につきましては「第3期韮崎市子ども・子育て支援事業計画」を策定する年でございますので、本会議についても複数回の開催を予定しており、皆様にはご足労いただくこととなりますが、どうぞよろしく願いいたします。

（事務局）

まず、本日の資料について確認をお願いいたします。

本日、机の上にお配りさせていただいております次第のほか、事前に送付させていただいた資料が本日の会議資料となりますので、お持ちでない方、落丁等がございましたらお申し出ください。よろしいでしょうか。

追加資料となりますが、3月10日に開催される「どうする・どうなる韮崎 シン・多文化共生社会」のイベントトークのチラシを配布させていただきました。こちらの方もよろしく願いします。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

なお、次第の裏面が委員名簿となっておりますので、ご覧ください。

新たな委員任期の開始に伴い、次第裏面の名簿により委員の皆様をご紹介させていただきます。お名前を読み上げますので、その場でご起立願います。

(委員紹介)

ありがとうございました。なお、本日、野村委員におかれましては、欠席のご連絡をいただいております。

また、名簿の16番から23番の事務局扱いの委員として、「市立保育園の園長」、「市関係課のリーダー」、事務局は24番の課長以下、「こども子育て課」職員となります。

なお、保護者代表の方など、4月以降に役員交代が生じる場合に関しましては、恐れ入りますが、後任の方に当会議の委員についてもお引継ぎいただけますよう、よろしく願いいたします。

次に、1頁「資料1」に子ども・子育て会議の目的等について記載しているので読み上げます。

(資料朗読)

2 会長・副会長の選出について

(事務局)

次第「2. 会長・副会長の選出について」であります。下段に記載した本市子ども・子育て会議条例第5条の規定により、正副会長を委員の皆さまから互選することとなっております。選出については、いかがいたしましょうか

(事務局一任の声あり)

事務局一任のご意見をいただきましたので、事務局(案)を発表させていただきます。事務局といたしましては、引続き、会長に石山 むづみ 常葉大学 教授を、副会長に中山 友江 元山梨学院短期大学 講師を推選したいと思いますが、皆さまご異議ございますか。

(異議なし)

よろしいようでしたら、拍手でご承認願います。

(一同拍手)

それでは、石山会長、会長席に移動願います。

3 会長あいさつ

(事務局)

石山会長、会長あいさつをお願いいたします。

(会長)

皆様こんばんは。只今、会長としてご承認いただきました常葉大学保育学部で教授を務めております石山と申します。よろしくをお願いいたします。

微力ながら大切な役職を務めてまいりますので、ご協力をお願いいたします。

私の出身と住まいは隣の南アルプス市でございます。

常葉大学は2年連続大学ランキング全国1位を取った項目があります。それは「保育教諭の就職者数」です。2022年、2023年と2年連続で全国1位でした。私たち教員は幼稚園教諭の免許と保育士資格の両方を取得して卒業することができるように学生指導に努めています。保育の先生になることを夢見て入学してきた学生達が将来の希望を叶えられるよう支援しております。

大学の教諭は研究職も大切なことですが、そのような学生支援も努力しております。

乳幼児期の保育と教育が、大変難しい時代になってきたなと考えております。私は保育園教諭や幼稚園教諭の保育者を育成していかなければと思っています。

孫がいる身としても、孫という存在をどうすれば健全に育てられるだろうかと。ちょっとどうしようかなと思うほど深刻な時代になったなと思いますが、ネガティブなことばかりに目を向けず、視点を変えていこうと考えています。

私が最近注目していることは「経済協力開発機構(OECD)」です。2001年から実施している保育の国際調査というのがあります。それをECECというんですけども。「人生の始まりこそ力強く」というタイトルの調査です。2001年から9回公表していますが、まず、なぜ経済協力開発機構が幼児の教育を、と不思議に思いませんか。時々、15歳のリテラシーも話題になりますよね。科学リテラシーや数学的リテラシーについても発表されていますが、これもOECDが行っている調査になります。

では、なぜOECDが幼児教育に着目しているかということ、ご存知の方もいるかと思いますが、2000年にノーベル経済学賞を取った方が、5歳児までの教育がその子の人生に影響するし、経済にも影響するし、社会全体にも影響すると言っています。

日本は昔から小さいお子さんの教育はとても大事だと皆さんに浸透していた

と思うんですね。それがアメリカの経済学者によって数学的に検証されたということで、日本に世界が追いついたなと思います。

日本は世界に比べて保育が遅れているかもしれないと思っていましたが、全くそんなことはなく、比べてみますと、世界中で共通の課題があるということがよく分かります。例えば職員の資格について、学歴が高くないとか、社会的地位がなかなか上がらない、報酬が上がらない、人員配置が上手くいかない、勤務時間が長い、研修期間が短い等、日本でも挙げられている課題が世界との共通課題となっていました。

一つだけ、世界に大変遅れをとっていることがあります。それが何かといえますと、それは「保育に関わっている職員の自己効力感の低さ」です。「何もできない」と思っているんですね、日本の保育者は。例えば、子どもが混乱等したら落ち着かせることができますかと聞いたら「できない」と言うんですね。また、子どもが創造性等を高めるよう援助できますかと聞けば「できない」と言うんですね。ここの自己効力感については世界中に比べて、日本はガクッと低いんですね。若者の自己効力感や自己肯定感が低いということも長らく教育界では話題になっています。今後もここには着目していきたいと思います。

自己効力感が低いということは自分を認めていないし、他者も認めていないかもしれません。多様化しているこの社会で他者への寛容性を育むというようなことが大事なのかなと。簡単な帰結ですが、そのように思います。

長くなってしまいましたが、子ども・子育てのための重要人物がここに集合してくださっていますので、皆さんが認め合って、育てる人も育てられる人も自己効力感が高められるような結びつけが出来ればと思います。

これからご協力をお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

それでは、議事に移ります。条例第6条第2項の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、石山会長、進行をお願いします。

4 議事

(会長)

それでは、これより議事に入ります。本日の議題は、

- ・子どもの権利条例・こども計画（第3期子ども・子育て支援事業計画）について
- ・葦崎東保育園の民営化について
- ・市内教育・保育施設における令和6年度認可・利用定員について
- ・その他

の4案件となっています。それでは、次第に沿って進めます。

議事の1【子どもの権利条例・こども計画（第3期子ども・子育て支援事業計画）について】を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

（事務局）

子どもの権利条例・こども計画について概要の説明をします。

先ず、「こども計画」について説明させていただきます。

2頁【資料2】をご覧ください。

本市では子ども・子育て支援新制度に基づいて、教育・保育・子育て支援の充実を図る「葦崎市子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定し、その後、現行計画である「第2期葦崎市子ども・子育て支援事業計画」が策定しました。

現行計画は令和6年度までであるため、今後、「第3期葦崎市子ども・子育て支援事業計画」の策定を行っていくところでもあります。

次期計画の策定を行ううえで、令和5年4月に施行された「こども基本法」では、市町村はこども大綱及び都道府県こども計画を勘案し、市町村こども計画を定めるよう努めるとされたことから、次期計画については、子ども施策に関する事項を定める計画を一体で策定するところでもあります。

文面のみだとイメージが湧かないと思いますので、6頁【資料2-2】をご覧ください。

6頁真ん中にある「市町村こども計画」の枠をご覧ください。

現行計画では「子ども・子育て支援事業計画」等が盛り込まれていますが、こども基本法の制定により、今後は各種ニーズ調査・意見聴取を行い、それらを勘案した事項を取りまとめ「子ども・若者計画」等を盛り込み、こども計画として策定する運びとなります。

次に「子どもの権利条例」について説明させていただきます。

市町村子ども計画の上段に「市町村子どもの権利条例」とありますが、こちらについては、こども計画の策定にあたり、子ども施策の理念と基本姿勢について明示し、関係組織の連携、制度や仕組みの構築を図るため、子どもの権利条例の制定することが必要であるため、平行して進めていきます。

「子どもの権利条例」に係る資料が4頁にありますので、お開きください。一旦ここで説明者を交代させていただきます。

(事務局)

資料については、現在お開きの「(仮称) 韮崎市子どもの権利条例」の制定に向けた検討について」になります。

子どもの権利条例というところにつきましては「子ども条例」という表現もされています。

こちらの制定・意義についてですが、国では令和4年に「こども基本法」が成立され、令和5年4月から施行されました。こども家庭庁では「こどもまんなか社会」の実現ということで、常に子どもにとって最善の利益とは何か。というのを第一に考えて、子どもに関する取組み、政策、そういったものが日本社会のまんなかに据えられる社会を実現していきましょうということで行われております。こちらにつきましては、国がどうこうというよりも、皆さんにとってご家庭等であれば、子どもの成長を第一に考えるということによくあることだと思います。それを国が法律として定めたというところでもあります。

そうした中で、本市においてもこれまで、子ども・若者が活躍できる社会の実現、子育て支援の充実、そういったものを推進してきました。これらについては、「こどもまんなか社会」の実現と一致するものでございますので、これらに関係機関や、また、子どもの意見をしっかり聞きましょう、そういったことを条例にしっかり定めて、市として「子どもにやさしいまちづくり」を推進していくことが大切ではないかということで、制定してはいかがかかなと思っているところです。そもそも「子どもの権利とは何か」というのが資料の2番目になります。子どもの権利とは、子どもは大人と同じように、子どもも一人の人間として、生まれたときから権利を持っています。子どもが、いじめや虐待などを受けることなく、自分らしく、安心して過ごすことができるように、一人ひとりの権利が守られなければなりません。子どもにとって大切な権利とは、おおきく次の4つにまとめられることがあります。「①生きる権利、②育つ権利、③参加する権利、

④守られる権利」です。これまで国際社会では、1989年に国連総会で「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」が採択されています。日本も1994年にこの条約を批准しています。そして今回「こども基本法」を成立しました。

今度は市においても、条例を検討するときには子どもの権利条約、こども基本法の考え方を踏まえていきたいというところになります。

「子どもの権利条例」の役割についてですが、そもそもこれを作ってどんな意味があるのか、というところですね。こちらにつきましては、国であれば「こども大綱」、市町村であれば「こども計画」が実施されていることになるんですが、条例を作ることによって、条例をもって整えていくことが必要になります。その中でも、資料中にある5つの役割があると言われていています。

令和5年5月現在、子どもの権利に関する条例を制定している都道府県・市町村は全国で64あります。2001年の川崎市を皮切りに、県内でも甲府市と山梨県が制定しております。こういったものを制定するにあたっては、蕪崎市子ども・子育て会議や6頁にあるようなワークショップ等を通じて、子どもや保護者の意見を聞きながら策定してはどうかというところでもあります。

なお、蕪崎市役所庁内においても研修を実施しております。最近ですと2月6日に本会議の委員でもある野村委員を講師としまして、幹部職員たちを対象とした「こども基本法下における自治体の役割」という研修を行いました。

そのような中で、この会議体で条例制定等をご検討いただければということになります。

引続き、別担当から今後の予定等について、説明いたします。

(事務局)

今後の計画期間・スケジュールについて説明させていただきます。

令和6年度に現行計画の達成状況の確認と見直しを行うこととなり、新たに策定する次期計画は令和7年度から令和11年度までの5か年計画となります。

令和5年度、当会議は本日1回の開催でしたが、令和6年度は次期計画の策定に向け、各種調査・素案などについて、子ども・子育て会議の中で審議を行いながら進めていくため、複数回の開催を予定しております。

次年度第1回目の会議においては、計画策定をするうえで必要となるアンケートの内容審議等を予定しています。

その後、アンケートを実施した後に2回目、3回目と会議を行っていき、計画策定等を進めていく予定です。

事務局からは以上です。

(会長)

説明が終わりました。

委員の皆さまからご質問などがありましたら、お願いいたします。

(A 委員)

丁寧な説明をありがとうございました。

4頁で説明していただいた権利条例についてですが、これはとても大事なことだと思います。子どもが大切にされない社会というのは、先行きがどうなのかなと思います。ここではあまり触れられていませんでしたが、子どもの権利で大事になってくるのは、保護者であるとか、我々、保育等の現場に立つものの姿勢が重要であると考えています。

私どもの園でも、子どもたちのトラブルや保護者とのトラブルなどいろいろ対応しなければなりません。保護者について、あまり触れられていなかったのも、そこは気になりました。

子育て支援の充実というところは私も大事だと思います。私どもは3つの園があり、石和の園では子育て支援センターを併設しています。そこは利用者が多く、子育ての支援を一生懸命している現状です。先程、「保護者」ということを申しましたが、子どもの権利を守るには、保護者の意識を変えたり、保護者に対する教育も大事かなと。葦崎の実態が分からない状態で話していますが、今後の話として、保護者が安心して相談できる場所、子育て支援センターのような施設を複数設けていくことも大事なのかなと感じています。長くなりましたが、意見を述べさせていただきました。

(会長)

事務局いかがでしょうか。

(事務局)

子どもの権利条例、子育て支援の話についてですが、先生の仰るとおりであ

るところもあります。

例えば、山梨県の「やまなし子ども条例」を見ていただきますと、保護者の役割ですとか、事業所の役割、人権教育の役割等、そういった条文も入っております。ただ、それはあくまでも山梨県の立場として考えますので、韮崎市にとっては何が大事なのかというのをこの場で協議できればと思います。

また、子育て支援センターの充実についても、計画策定のうえで、審議していければと思います。

(会長)

他に質問等ございますか。

他に無いようですので、議事1につきましては、このような方向で進めるということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございました。議事1につきましては、原案の内容により進めることといたします。

次に、議事の2【韮崎東保育園の民営化について】を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料7頁【資料3】をご覧ください。

説明の前に資料の訂正をお願いします。7頁最上段に「韮崎市立保育園民営化計画（平成28年11月策定）～」とありますが、正しくは「平成28年12月策定」となります。訂正をお願いします。

それでは説明に入ります。

韮崎東保育園の民営化につきましては、社会福祉法人ゆうゆうの運営する「キヅキ」が令和6年4月に開園することとなり、計画完了となります。

民営化の移行にあたっては保護者・事業者・市の三者で組織する「三者協議会」のを複数回に渡り開催し、協議を重ねてまいりました。

今後は、市立保育園は「すずらん保育園」「たんぽぽ保育園」の2園体制になり、公立・私立の運営主体が互いに協力し切磋琢磨する中で、より質の高い保育サービスを提供できるよう努めてまいります。

事務局からは以上です。

(会長)

説明が終わりました。

委員の皆さまからご質問などがありましたら、お願いいたします。

(質問等なし)

無いですので、議事2につきましては、このような内容で進めるということによろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございました。議事2につきましては、以上といたします。

次に、議事の3【市内教育・保育施設における令和6年度認可・利用定員について】を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

(事務局)

「市内教育・保育施設における令和6年度認可・利用定員について」説明させていただきます。資料は8頁【資料4】になります。

先程、議事2で説明があったとおり、葦崎東保育園の民営化に伴い、令和6年度は公立保育園2園、私立保育園1園、私立認定こども園2園、私立幼稚園1園となっております。資料は令和6年2月28日現在のものになります。

(資料朗読)

なお、令和5年度から令和6年度においての変更点は葦崎東保育園の定員120名から民営化による新しい保育園、キヅキの定員132名と定員数に変更になったのみとなります。他の園につきましては、変更がないことを報告させていただきます。事務局からは以上です。

(会長)

説明が終わりました。

委員の皆さまからご質問などがありましたら、お願いいたします。

(B委員)

新しくできるキヅキですが、葦崎東保育園の定員が120名で年長さんは卒業するとして、残園児は全員キヅキに行かれるのですか。

(事務局)

定員につきましては、選定業者募集段階で葦崎東保育園の定員 120 名以上というところで、キヅキが 132 名規模の園を建てられたと。

葦崎東保育園の園児さんにつきましては、そのままキヅキに移行される方、若しくは他の園に転園される方がいます。申し込みをいただいた中での結果状況ということになります。

今回の民営化につきましては、先行した葦崎西保育園については、すみれ葦崎保育園は公立の保育をそのまま引継ぐというものでしたが、今回のキヅキに関しましては、保護者の選択肢を増やすという意味で、特色のある保育をするというなかで進めてまいりました。

(B 委員)

承知しました。

(会長)

他に質問等ございますか。

(C 委員)

初めて子ども・子育て会議の一員として会議に参加しました。

今までも同じような流れ、議題で会議を開催していたのか分かりませんが、今ここで市内の利用定員等について示されても我々は一体何を審議すればいいのか分かりません。議題として挙がっているということは、我々は審議しなければならないと思いますが。過去の経過が分からないなかで、数字を示されても「そうなんだ」としか認識できませんし、何を審議するのか方向性が見えてきません。なので、議長さんから何かありますかと言われてもどうすればいいのかと。どのような視点で委員として見たらいいのかお示しいただければと思います。

(会長)

事務局いかがでしょうか。

(事務局)

貴重なご意見ありがとうございます。

説明不足な点があり、申し訳ございません。

元々、子ども・子育て会議につきましては、国の方で保育ですとか子育て支援サービスをするにあたり、各地方自治体は、保護者等からニーズ・需要の調査を行い、それに対して十分な供給を確保するために計画を作ってくださいという大きな枠組みがあります。資料1で説明させていただきましたが、「こども基本法」が出てきたなかで、この会議体の性質が若干変化しております。

この子ども・子育て会議自体は、本日お越しいただいている保護者の方、子育て支援の事業者関係の方、有識者の先生方等に集まっていたいたなかで、必要な子育て支援サービスが供給されているかを議論することが、子ども子育て支援法ができたときの一番最初の前提でございます。

なので、委員さんからご指摘がありましたが、「こども基本法」が施行される前までは、子育て支援サービスが足りてる・足りていないというところをフォーカスした話し合いの場でした。

「こども基本法」が施行されたことによって、今までは子どもを監護する親に対する支援という視点から、子ども当事者からの視点で行政として考えていけないとならないというところのフェーズが変わってきました。

全く新しい会議体を立ち上げるのも一つでした。ただ、子育て支援サービスを通じたなかで、子どもの実情を一番間近で見ている方々の視点というのは、やはり活かしていくべきだと。その中で若者の分野、学校の分野というところで、新たに委員さんをお迎えしたなかで、発展的に子ども・子育て会議を拡張したという流れがございます。

次にご質問いただいた定員についてであります。従前の子育て支援サービスが足りてる・足りていないというところで、各園とも定員の枠の中で、収まっていますよという状況でございます。

(会長)

いかがでしょうか。

(C委員)

ご丁寧にありがとうございました。

最初の説明で子ども・子育て会議の内容に変化が出たということが分かりました。

定員の方につきましては、サービスが足りてる・足りていないというところですよ。

(事務局)

もう一点、補足させていただきます。

需要がどれだけあるかという部分で、先程担当からも説明がありましたが、5年に一度、計画を作り直すというところで、計画を策定するうえで、アンケート等を実施し、ニーズ調査等を行ったなかで、調査結果を加味し、人口推計を織り交ぜながら、蕪崎市の子育て支援関連施設の受皿はこれで足りているのかというところをまず見ていきます。

5年前に策定した計画で、これで足りるよねというところが推移してきて、先程担当から説明があったように、定員の変更があった部分は蕪崎東保育園の民営化に係るところでキツキになり、定員が若干増になったと。なので、受皿というところで見ると、足りているというところでもあります。

(C 委員)

分かりました。ありがとうございました。

(会長)

貴重なご意見ありがとうございました。

他に質問等ございますか。

(D 委員)

私は人口ビジョンの策定会議にも出席していますが、先程ここに示されている定員はニーズ調査からとありました。今回、人口ビジョンも改定されると思うんですけど、そこで目指している数字があると思うんですけど、それとここで示している数値の相関性がありますか。もしかしたら少しずれているのかと思うんですけど、ここの定員がちゃんと埋まっていけば、人口ビジョンで出している数値に辿り着くのか、足りないのか、そこを教えてくださいたいです。

(会長)

事務局お願いします。

(事務局)

市の他計画との相関性でございますが、まず市の総合計画を頂点とします。

保健福祉分野、土木建設分野等、それぞれ計画を作るときに相関性を反映させる形になります。委員さんからご指摘がありましたが、恐らく5年前に作った推移というところであれば、もう一度推計、統計を取り今後、補正・修正が必要になるかと思えます。それは令和6年度にやるアンケート調査と並行でやっていくのか、庁内の関連計画、全計画の検証としてやっていくのかというところでございます。

(D 委員)

一方でニーズを現状の方とか、これからアンケートを取られると思うんですけど、人口減少の観点からするとニーズを取る対象を例えば首都圏の若い世代にするとか。そこを取っていくと今度は特色ある保育園をすることによって、そもそも新たなニーズを作れるというか。蕪崎で子育てをするというところまで持っていけると思うんですけど。その辺の戦略というか考え方はどのような感じでしょうか。

(事務局)

まず、関連計画の基礎部分となる調査という意味ですと、全国的に水平的に他自治体と比べたときに云々という部分があります。国からは最低でもこのような項目の調査をするだとか、対象は小学校何年生にするとかスタンダードなところは示されています。委員さんからご指摘があったところにつきましては、他の関連計画への反映部分を考慮等し、人口ビジョンの担当者とも共有し、進めていきます。

(会長)

貴重なご意見ありがとうございました。

他に質問等ございますか。

(E 委員)

いつも蕪崎市は特色ある若者支援や子育て支援、計画をしてくれていると思

います。

現場の話として、ここに定員のお示しがありますが、これはあくまでもお子さんの数です。何が言いたいかといいますと、今と昔では教育が全然違います。価値観が違います。足が速いとか、点数が良いとか、そういったことではなく、一人ひとりの良いところを伸ばしましょうよと。皆が自己肯定感を持てるようにと。そういう教育をしなければなりません。一人ひとりに向き合うには現場は本当に大変です。マンパワーを増やせばいいかもしれませんが、補助金が出ない、手帳を交付できればいいが、そのレッテルを貼られたくない。そういうせめぎ合いのなかで保護者に寄り沿いながら、子どもを大事にしています。

なので、この数字を見て保育が足りているとか足りていないとか、満足かどうかを図るのはとても難しいです。昔に比べれば、定員は減りましたが、業務は昔と同じくらい大変です。職員は増えましたが大変です。なので、数字を見ただけで足りているとか足りていないとか言えません。ということを知っていただきたいです。現場も苦労していますし、親御さん達も苦労されていると思います。

なので、この数字だけでは一概に判断できないなというところです。

(事務局)

貴重なご意見ありがとうございます。

現場からの全ての意見等に対応できるかは分かりませんが、前向きに検討できればと思います。私どもで出来ることは全てやるつもりです。

(会長)

現場側からの貴重なご意見ありがとうございました。

他に質問等が無いようですので、議事3につきましては、このような内容報告ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございました。議事2につきましては、以上といたします。

次に、議事の4【その他】を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

(事務局)

その他の説明をさせていただきます。

9頁の【資料5】をご覧ください。

蕪崎市では次期計画策定に先駆けた取り組みとして、「こどもまんなか応援サポーター」として活動することを宣言しました。これは、こども家庭庁が掲げる「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同し、年齢や性別を問わず、全ての人がこどもや子育て中の方を応援する社会全体の意識改革を行う取り組みです。

本市では

「子どもの命と生活を守る取組みの強化」

「子どもと社会の関わりを深める機会の創出」

「子どもの成長を支える子育てサポートの充実」

を3本の柱とし、今後取組みを行っていく所存であります。

本取組みの関連として昨年9月にこども家庭庁参与の清原氏は講師に招き、職員研修を行い、職員の意識改革に務めました。

続いて10頁の【資料6】をご覧ください。

次期計画策定に先駆けたもう一つの取り組みとして昨年11月、市長と蕪崎東西中学校3年生がオンラインで意見交換会を行いました。

当日はチャットツールを用いて、中学生から様々な意見を頂戴しました。

なお、意見交換会終了後には当日出た意見等を取りまとめ、中学生へフィードバックを行いました。

以上、次期計画策定に先駆けた取り組みとしての事例を紹介させていただきました。

【資料7】「こども基本法ってなに？」につきましては、今後の計画策定を進めるうえで「こども基本法」が基本となる法律となりますので、今回は参考資料として配布させていただきました。

事務局からは以上です。

(会長)

説明が終わりました。

委員の皆さまからご質問などがありましたら、お願いいたします。

(質問等なし)

他、子ども・子育て会議の場で伝えたいこと等ありました、お願いします。

(D 委員)

イベントのお知らせになります。

冒頭で配布させていただいた「どうなる・どうする 韮崎 シン・多文化共生社会」のイベントを開催します。

去年は「どうなる・どうする 2030 韮崎」というタイトルで人口減少に切り込む内容で開催しました。

現在、外国人の方が増えてきていて、ミアキスにも外国人の方が来ています。

今後も人口ビジョンを見ていくと、外国人との共生はとても重要になってくると思います。

明治大学の山脇先生に基調講演をいただき、その後クロストークを行います。

ぜひ、この会議の委員さんにもご参加いただければと思います。よろしくお願いいたします。

(会長)

お知らせありがとうございました。

他にありますか。

無いようですので、議事を終了します。

議事進行にご協力をいただき、ありがとうございました。

進行を、事務局にお返しします。

(事務局)

石山会長、ありがとうございました。

委員の皆さまにおかれましては、長時間に渡るご審議ありがとうございました。

大変貴重なご意見をいただきました。我々としてもただ数字が合っていればいいとは思っておりません。「こども基本法」が出来て、今まで子ども本人の気持ちはあまり聞いたことがなく、そこは我々職員も痛感しました。先程事例として報告させていただいた中学生との意見交換会では、良かった点・悪かった点ございましたが、今回は良いチャンスだなど。今後も引き続きご意見等いただければと思います。

なお、次回の会議につきましては、議事の中でも説明させていただきましたが、5月下旬を予定しております。改めてご案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは最後に、閉会のことばを、中山副会長お願いいたします。

5 閉会

(副会長)

長時間に渡りお疲れ様でした。

本日、自己肯定感という言葉が出ましたが、日本の子どもたちは、とにかく自己肯定感が低いということが何年も前から言われています。それと同時に子育ての仕方にも問題があると言われてしています。

外国の子どもたちは朝起きると両親から抱きしめられて、コミュニケーションを取っています。これで子どもは「私はここに居ていいんだ」と認めてもらえる気持ちになります。

日本はあまりそれが無いと思います。その積み重ねが自己肯定感の低さにも繋がっているかもしれません。そんなことを本で読んだり、講演会で聴いて、なるほどなと思いました。

保育や学校施設の先生が毎朝子ども達に何か一言声を掛けてあげられれば素晴らしいなと思います。

本日はこの会議の初回で、今後どうしていくかという抽象的な部分もありましたので、分からなかった部分もあったかと思います。

今後、条例、計画の策定ということで、スケジュールが示されました。これに沿いながら私たちも意見を出したり、聞きいたりして一緒に考えていき作っていきたいと思います。本日は貴重なご意見本当にありがとうございました。

以上をもちまして、子ども・子育て会議を終了します。